

各民間保育所設置者・施設長 様

川崎市こども未来局
保育事業部保育第1課長**令和2年度民間保育所子どものための教育・保育給付費等における処遇改善等加算Ⅰ及びⅡによる賃金改善実績の報告について（通知）**

日頃から、本市の保育事業の推進に御理解と御協力をいただきありがとうございます。さて、標記の件について、国から発出された令和2年7月30日付け「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱについて」（別添1）に基づき、次により報告してください。

なお、令和3年度賃金改善計画の取扱いについては、別途御案内いたします。

1 処遇改善等加算Ⅰの賃金改善実績の確認について

処遇改善等加算Ⅰに係る賃金改善実績の確認については、次のとおり行いますので、必要書類の提出をお願いします。提出後、処遇改善等加算Ⅱの実績と併せて、順次確認を行います。不備等がありましたら、別途修正依頼の連絡をします。

(1) 賃金改善実績報告書等の送付について

市から送付する報告様式と基礎データ（ともにExcel）を請求ソフトに取り込むことで、各種加算実績や職員データ等が自動で反映された様式データを出力できます（別添マニュアル参照）。

ア 賃金改善実績報告書（処遇改善等加算Ⅰ）

処遇改善等加算Ⅱによる賃金改善実績とは別に作成が必要となります。また、加算前年度（令和元年度）の残額がある場合については、加算当年度（令和2年度）の賃金改善とは別に支払い状況の確認を要するため、「（1）加算前年度の加算残額に対応した賃金改善の状況（加算前年度の加算残額がある場合のみ記入）」欄に記載してください。

イ 加算実績額計算書（処遇改善等加算Ⅰ）

令和2年度処遇改善等加算Ⅰなどの単価改定と、基準年度（令和元年度）から加算当年度までの公定価格における人件費の改定状況を反映したものを送付します。

ウ 賃金改善実績額積算表（処遇改善等加算Ⅰ）

職員ごとの賃金改善実績額を積算するための様式です。また、加算前年度の処遇改善等加算Ⅰの残額分のうち各職員への支給が令和2年度中になった支給分がある場合は、その金額を含めて「処遇Ⅰによる賃金改善を行った場合の賃金総額」を積算の上、別途「加算前年度までの加算残額分」（S列、T列）に当該残額分の支給金額を入力してください。

なお、各職員の賃金改善額において、各法人の考え方にに基づき、他の職員と比較して特に突出して高額または低額（賃金改善を実施しない場合も含む）となる賃金改善額を設定している場合には、別途、「基礎データ貼付シート_職員」の特記事項欄に（K例）にその理由や考え方等を記載してください（請求ソフトか

らの出力時において、既に入力済みの記載内容がある場合には、当該理由等を記載した任意様式の提出でも差し支えありません）。

エ 同一事業者内における拠出実績額・受入実績額一覧表（処遇改善等加算Ⅰ）

同一事業者が運営する各市町村から認可・確認を受ける施設・事業所間で、本加算実績額を配分した場合に提出する書類です。配分にあたっては、同一事業者が運営する全ての認可・確認を受ける施設・事業所について漏れなく記載をお願いします。

(2) 留意事項

処遇改善等加算Ⅰによる賃金改善実績の報告にあたっては、当年度の給与規程、給与台帳、銀行振込依頼書（明細書）並びに基準年度の給与規程、本様式ファイル中の基準年度の賃金総額の算出支援様式等、後日、確認が求められる挙証資料と整合を図った上で、正確に積算してください。

また、令和2年度の公定価格における人件費の改定部分については、令和2年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定（-0.3%）に準じ、公定価格が減額改定となったことから、同改定を理由に人件費を引き下げの場合であっても、各職員の減額改定分の合算額は、加算実績額計算書中の「C.基準年度以降の公定価格における人件費の改定状況を踏まえた額に相当する額（法定福利費の事業主負担分は含まない）」を超えない減額となっていることを要しますので、ご注意ください。

基準年度の考え方については、令和2年度賃金改善計画書と同様の取扱いとなりますので、本実績報告書の基準年度についても令和2年度賃金改善計画書で用いた基準年度に基づき算出してください。

2 処遇改善等加算Ⅱの賃金改善実績について

処遇改善等加算Ⅱに係る賃金改善実績の確認については、次のとおり行いますので、必要書類の提出をお願いします。提出後、順次確認を行います。不備等がありましたら、別途修正依頼の連絡をします。

(1) 賃金改善実績報告書等の送付について

国処遇Ⅱ及び市処遇Ⅱの賃金改善実績の確認を併せて行うことから、次の様式を送付します。

ア 賃金改善実績報告書（処遇改善等加算Ⅱ）

国処遇Ⅱと市処遇Ⅱによる賃金改善実績報告を作成するための様式です。また、処遇改善等加算Ⅰによる賃金改善実績報告とは別に作成が必要となります。なお、加算前年度の加算残額に対応した賃金改善の状況についても確認できるようになっています。

イ 賃金改善実績額積算表（処遇改善等加算Ⅱ）

国処遇Ⅱと市処遇Ⅱによる賃金改善実績報告について、職員ごとに賃金改善額を積算するための様式です。

なお、加算前年度の処遇改善等加算Ⅱの配分額のうち各職員への支給を令和2年度中に行った場合の残額分については、「加算当年度分の国処遇Ⅱ」及び「加算当年度分の市処遇Ⅱ欄には記載せず、「加算前年度までの処遇Ⅱ残額分（該当がある場合のみ記入）」欄に記載してください。

ウ 同一事業者内における拠出実績額・受入実績額一覧表（処遇改善等加算Ⅱ）

国処遇Ⅱにおける他の認可・確認を受ける施設・事業所間の賃金改善額の配分を確認するための様式です。同一事業者が運営する全ての認可・確認を受ける施設・事業所について漏れなく記載をお願いします。

3 提出期限について

令和3年7月21日（水）を提出期限とします。

処遇改善等加算Ⅰと処遇改善等加算Ⅱの賃金改善実績報告書をEメールにて本課メールアドレス宛に御提出ください。※報告書等への押印は廃止されました。

4 その他

令和3年度から賃金改善実績報告書の一次審査を川崎市事務処理センターが行います。つきましては、御提出いただいた書類に不備等がありましたら、事務処理センターから別途修正依頼の御連絡をします。

(給付・指導担当)

電話 044-200-2662

FAX 044-200-3933

Eメール 45hoiku@city.kawasaki.jp